皇室事項

認証官任命式

十二月十一日午後七時三十分、宮中において、検事長小弓場文彦、高等裁判所長官金子修、特命全権大使折原茂晴、同松尾秀明、同内藤康司、同山本恭司及び同山本敏生の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間1,008円」を「１時間1,072円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間985円」を「１時間1,052円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年２月１日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間975円」を「１時間1,039円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月16日

岩手労働局長　白石　好春

第４号中「１時間1,004円」を「１時間1,068円」に改める。

公　　告

諸　事　項

工場財団

栃木県小山市大字横倉新田520番地**東京鐵鋼株式会社**の工場財団に栃木県小山市大字横倉新田520番地小山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年12月16日

宇都宮地方法務局小山出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告